

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市では、これまで歴史的建造物などについてはその状態などを調査し、歴史的な価値に応じて市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用を図ってきた。

今後も、市域に点在する未指定の歴史的建造物などについては、歴史的な価値を調査し、市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用を図っていくものとする。

重点区域内においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくため、歴史的風致を形成するうえで重要な構成要素である歴史的建造物について、歴史と伝統を反映した市民の活動との関連性を踏まえ、「歴史的風致形成建造物」として指定することとする。

具体的には、城下町の歴史が息づく町家・武家屋敷、寺社建築や歴史的価値が認められる門を指定する。また、鳥居、狛犬、石橋、棚路、石積護岸などの構造物も指定の対象とする。

市の指定文化財や国の登録有形文化財(建造物)については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者などの合意を得られたうえで指定を検討する。

なお、重点区域においては、今後とも歴史的建造物の継続的な調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定基準及び指定方針に合致するものについては、随時追加指定を行う。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

- ア 意匠、形態、技術性がすぐれているもの
 - イ 歴史性、地方の固有性、希少性などの観点から保存が必要なもの
 - ウ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの
- ただし、以下の条件を満たすものとする。
- ・概ね築50年程度経過しているもの
 - ・所有者または管理者などにより、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開などの諸活動が継続的に行われる見込みがあること

(3) 歴史的風致形成建造物の指定条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

- ア 文化財保護法第57条第1項に基づく国の登録有形文化財
- イ 佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく佐賀県重要文化財
- ウ 佐賀市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく佐賀市重要文化財
- エ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物
- オ 22世紀に残す佐賀県遺産の認定建造物
- カ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして佐賀市長が特に認めたもの

歴史的風致形成建造物及び指定候補一覧

※ ○数字は「佐賀市歴史的風致維持向上計画(第1期)」で指定した建造物

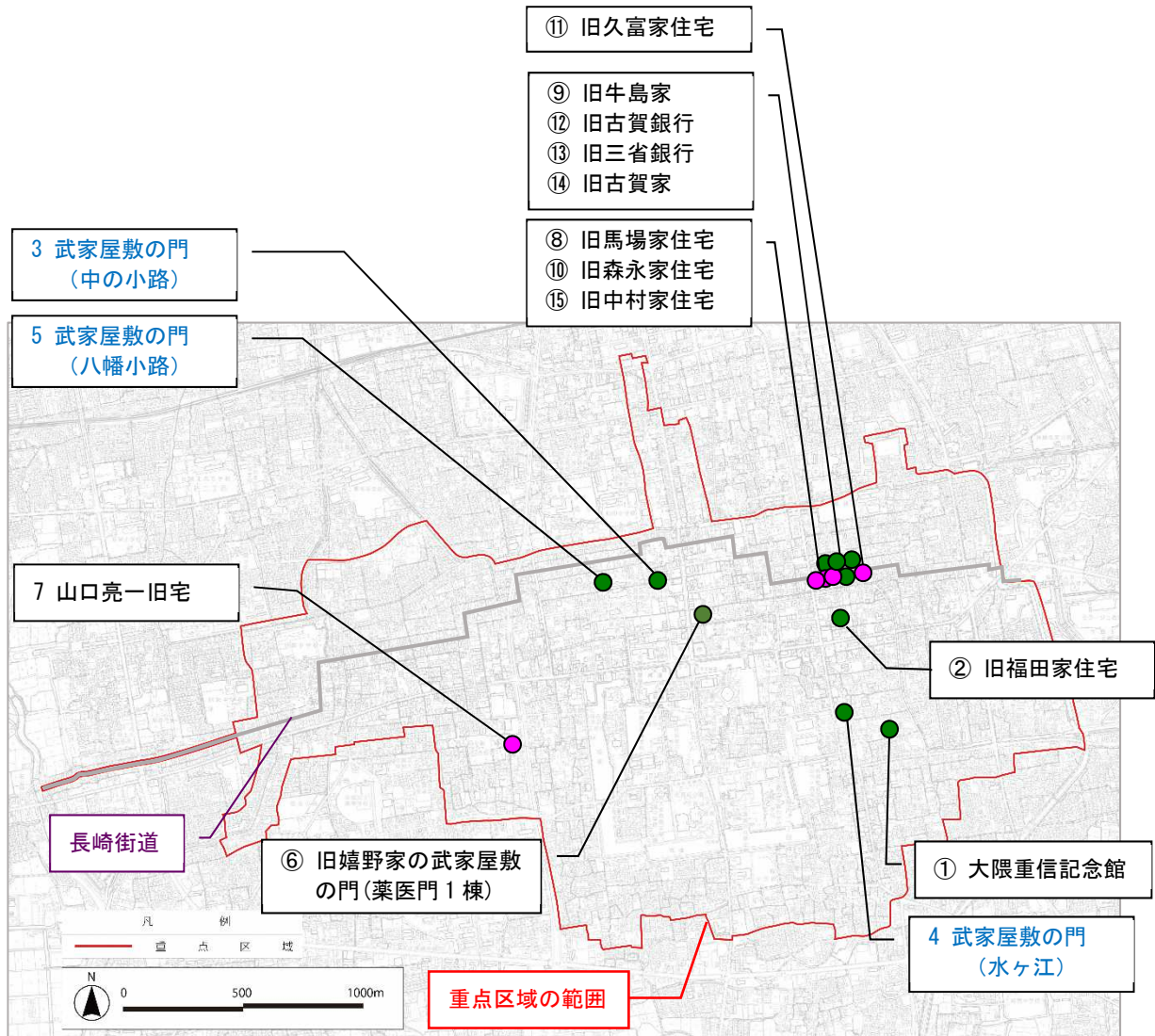
①	名称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致
	大隈重信記念館		水ヶ江二丁目 佐賀市	城下町の形成とその維持から見える歴史的風致
	建築年代	指定年月日	文化財指定等	
	昭和41年(1966)	令和5年2月10日	国の登録有形文化財 (H29. 6. 28)	
名称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
旧福田家住宅		松原四丁目 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成とその維持から見える歴史的風致	
建築年代	指定年月日	文化財指定等		
大正7年(1918)	令和5年2月10日	市重要文化財 (H10. 5. 26) 22世紀に残す佐賀県遺産 (H23. 2. 10)		
名称		所在地 所有者		維持向上する 歴史的風致
武家屋敷の門 (中の小路)		中の小路 佐賀地方検察庁	城下町の形成とその維持から見える歴史的風致	
建築年代	指定年月日	文化財指定等		
江戸時代	-	市重要文化財 (S46. 2. 11)		

4	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	武家屋敷の門 (水ヶ江)		水ヶ江二丁目 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	江戸時代後期		-		市重要文化財 (S54. 3. 1)
5	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	武家屋敷の門 (八幡小路)		八幡小路 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	江戸時代		-		市重要文化財 (S58. 3. 1)
⑥	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	旧嬉野家の武家屋敷 の門 (薬医門 1 棟)		松原二丁目 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	江戸時代		令和 5 年 2 月 10 日		市重要文化財 (H27. 6. 25)
7	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	山口亮一旧宅		与賀町 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	天保期 (1830~1843)		令和 5 年 2 月 10 日		22世紀に残す佐賀県遺産 (H18. 10. 30)
⑧	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	旧馬場家住宅		柳町 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	18世紀末~19世紀初頭		令和 5 年 2 月 10 日		22世紀に残す佐賀県遺産 (H17. 11. 18)

⑨	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	旧牛島家		柳町 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	18世紀前期		令和5年2月10日		市重要文化財 (H7. 10. 23) 22世紀に残す佐賀県遺産 (H23. 2. 10)
⑩	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	旧森永家住宅		柳町 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	明治前期・中期		令和5年2月10日		22世紀に残す佐賀県遺産 (H24. 9. 6)
⑪	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	旧久富家住宅		柳町 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	大正10年(1921)		令和5年2月10日		22世紀に残す佐賀県遺産 (H21. 2. 17)
⑫	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致	
	旧古賀銀行		柳町 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致	
	建築年代		指定年月日		文化財指定等
	明治39年(1906)		令和5年2月10日		市重要文化財 (H7. 3. 22) 22世紀に残す佐賀県遺産 (H23. 2. 10)

⑬	名 称		所在地 所有者	維持向上する 歴史的風致
	旧三省銀行		柳町 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致
	建築年代	指定年月日	文化財指定等	
	明治15年(1882)	令和5年2月10日	市重要文化財 (H11. 5. 25) 22世紀に残す佐賀県遺産 (H23. 2. 10)	
⑭	名 称		所在地 所有者	
	旧古賀家		柳町 (佐賀市歴史民俗館) 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致
	建築年代	指定年月日	文化財指定等	
	明治17年(1884)	令和5年2月10日	市重要文化財 (H7. 3. 22) 22世紀に残す佐賀県遺産 (H23. 2. 10)	
⑮	名 称		所在地 所有者	
	旧中村家住宅		柳町 佐賀市	城下町の形成と その維持から見 える歴史的風致
	建築年代	指定年月日	文化財指定等	
	明治18年(1885)	令和5年2月10日	—	

歴史的風致形成建造物及び指定候補位置図



歴史的風致形成建造物及び指定候補
 (青字は指定候補)

- 市指定文化財
及び登録有形文化財
- 文化財未指定の歴史的建造物